

令和 6 年 第 2 回

釧路市議会 2 月定例会報告

## 2 月 定 例 市 議 会 報 告 件 名

報 告 番 号	件 名	
釧路市報告第 1 号	令和 5 年事務報告書提出の件……………	3
釧路市報告第 2 号	工事請負契約変更報告の件（一般廃棄物最終処分場埋立地造成工事）……………	5
釧路市報告第 3 号	工事請負契約変更報告の件（釧路市学校給食センター建築主体工事）……………	7
釧路市報告第 4 号	専決処分報告の件（交通事故損害賠償額の決定等）……………	9
釧路市報告第 5 号	専決処分報告の件（物損事故損害賠償額の決定等）……………	11

# 釧路市報告第1号

## 令和5年事務報告書提出の件

令和5年釧路市事務報告書を、別冊のとおり提出する。

令和6年2月22日

釧路市長 蝦名大也

(参考)

地方自治法抜粋

(長の説明書提出)

第122条 普通地方公共団体の長は、議会に、第211条第2項に規定する予算に関する説明書その他当該普通地方公共団体の事務に関する説明書を提出しなければならない。



## 釧路市報告第2号

### 工事請負契約変更報告の件

令和3年第3回釧路市議会6月定例会において議決を経、及び令和5年第1回釧路市議会2月定例会において契約金額を変更する特別処分の報告をした一般廃棄物最終処分場埋立地造成工事に係る工事請負契約を、次のとおり変更したので報告する。

#### 記

3契約金額中「2,580,270,000円」を「2,590,577,000円」に改める。

令和6年2月22日

釧路市長 蝦名大也

#### (説明)

一般廃棄物最終処分場埋立地造成工事に關し、契約金額を変更する特別処分をしたので、議会の議決に付すべき契約に関する条例第4条第2項の規定に基づき報告するものである。

#### (参考)

議会の議決に付すべき契約に関する条例抜粋

#### (契約変更の特別処分)

第4条 第2条の契約について、次に掲げる契約の変更を必要とするときは、市長は、議会の議決を経ないで、これを変更することができる。

(1) 設計変更の程度が、著しい変更又は重要部分でない場合で、かつ、契約金額の1割以内の契約変更

(2号 略)

2 前項の規定による処置については、市長は、次の議会においてこれを報告しなければならない。

議案第63号

工事請負契約の締結に関する件

一般廃棄物最終処分場埋立地造成工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 一般廃棄物最終処分場埋立地造成工事  |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 3 | 契約金額   | 2,404,600,000円   |
| 4 | 契約の相手方 | 釧路市材木町15番17号<br>葵・本田・小野寺・タカオ・東工業特定共同企業体<br>代表者 葵建設株式会社<br>代表取締役社長 山中 博 |
| 5 | 工期     | 契約の日から令和6年3月22日まで  |

令和3年6月16日提出

釧路市長 蝦名大也

釧路市報告第2号

工事請負契約変更報告の件

令和3年第3回釧路市議会6月定例会において議決を経た、一般廃棄物最終処分場埋立地造成工事に係る工事請負契約を、次のとおり変更したので報告する。

記

3契約金額中「2,404,600,000円」を「2,580,270,000円」に改める。

令和5年2月24日

釧路市長 蝦名大也

## 釧路市報告第3号

### 工事請負契約変更報告の件

令和5年第3回釧路市議会6月定例会において議決を経た、釧路市学校給食センター建築主体工事に係る工事請負契約を、次のとおり変更したので報告する。

#### 記

3 契約金額中「2,546,500,000円」を「2,544,993,000円」に改める。

令和6年2月22日

釧路市長 蝦名大也

#### (説明)

釧路市学校給食センター建築主体工事に、契約金額を変更する特別処分をしたので、議会の議決に付すべき契約に関する条例第4条第2項の規定に基づき報告するものである。

#### (参考)

議案第71号

#### 工事請負契約の締結に関する件

釧路市学校給食センター建築主体工事に、次により請負契約を締結する。

#### 記

1	契約の目的	釧路市学校給食センター建築主体工事
2	契約の方法	一般競争入札
3	契約金額	2,546,500,000円
4	契約の相手方	釧路市材木町15番17号 葵・宮脇・丸彦渡辺・タカオ特定共同企業体 代表者 葵建設株式会社 代表取締役社長 大水賢一
5	工期	契約の日から令和6年12月20日まで

令和 5 年 6 月 2 1 日 提 出

鉏 路 市 長   蝦   名   大   也

## 釧路市報告第4号

### 専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

#### 記

市は、市有車両に係る交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

#### 1 事故発生年月日及び場所

令和5年11月3日

釧路市幣舞町4番28号 釧路市生涯学習センター敷地内

#### 2 損害賠償の額 108,759円

#### 3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として108,759円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件交通事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

#### 4 損害賠償及び和解の相手方

別 添

令和6年2月22日

釧路市長 蝦名大也

(説明)

市有車両に係る交通事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

( 参 考 )

地 方 自 治 法 抜 粋

( 議 会 の 委 任 に よ る 専 決 処 分 )

第 1 8 0 条 普 通 地 方 公 共 団 体 の 議 会 の 権 限 に 属 す る 軽 易 な 事 項 で 、 そ の 議 決 に よ り 特 に 指 定 し た も の は 、 普 通 地 方 公 共 団 体 の 長 に お い て 、 こ れ を 専 決 処 分 に す る こ と が で き る 。

2 前 項 の 規 定 に よ り 専 決 処 分 を し た と き は 、 普 通 地 方 公 共 団 体 の 長 は 、 こ れ を 議 会 に 報 告 し な け れ ば な ら ない 。

専 決 処 分 事 項 指 定 の 件

( 平 成 1 7 年 1 0 月 2 7 日 議 決 )

議 会 の 権 限 に 属 す る 次 に 掲 げ る 事 項 は 、 地 方 自 治 法 ( 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ) 第 1 8 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 市 長 の 専 決 処 分 事 項 と し て 指 定 す る 。

( 1 ) 市 有 財 産 に つ い て 不 法 行 為 又 は 契 約 不 履 行 が あ っ た 場 合 に お い て 、 市 が 提 起 す る 訴 訟 の 目 的 の 価 額 が 1 0 0 万 円 未 満 の 訴 訟 、 和 解 及 び 調 停 に 関 す る こ と 。

( 2 ) 1 件 の 金 額 が 1 0 0 万 円 未 満 の 法 律 上 市 の 義 務 に 属 す る 損 害 賠 償 の 額 を 定 め 、 及 び 和 解 又 は 調 停 を 成 立 さ せ る こ と 。

## 釧路市報告第5号

### 専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

#### 記

市は、市道上において発生した物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

#### 1 事故発生年月日及び場所

令和5年10月10日

釧路市阿寒町富士見3丁目2番地先 市道西2条仲1号道路

#### 2 損害賠償の額 297,968円

#### 3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として297,968円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件物損事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

#### 4 損害賠償及び和解の相手方

別 添

令和6年2月22日

釧路市長 蝦名大也

#### (説明)

市道上において発生した物損事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

